

# 参 考 資 料 編

## 【「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」関連】

1	第3次勧告（概要）	1
2	3つの重点事項について具体的に講ずべき措置について （義務付け・枠付けの見直し）（概要）	2
3	義務付け・枠付けの見直し、義務付け・枠付けの見直し のイメージ	5
4	施設・公物設置管理の基準の見直しのイメージ （小早川委員WG作成資料）	7
5	義務付け・枠付けの見直しに係る第3次勧告に向けた中間報告 （概要）	8

## 【「地方自治関係法制の見直し」関連】

6	都道府県の一般的な組織等	13
---	--------------	----

## 【「国と地方の協議の場の法制化」関連】

7	国・地方の定期意見交換会等	15
---	---------------	----

## 第1章 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

○ 第2次勧告において見直し対象とされた義務付け・枠付け(※)に係る条項(約4,000条項)のうち、特に問題のある下記右の(a) (b) (c)の事項(3つの重点事項)について、個別の条項毎に具体的に講ずべき見直し措置を提示(892条項)

〈条例制定権の保障の範囲を「地方自治の本旨」の観点から設定するという意義を有する取組みでもあり、我が国の地方自治制度始まって以来の試み〉

	具体的に講ずべき措置を提示した条項数
(a)	142
(b)	166
(c)	584
計	892

全国知事会、全国市長会提言等の要望に係る条項は、106条項。  
このうち、103条項(97%)の条項について見直しを提示

※「義務付け」とは、地方自治体に一定の活動を義務付けることをいい、「枠付け」とは、地方自治体の活動について手続、基準等の枠付けを行うことをいう（今回の見直しは、自治事務についての法律の条項を対象としている。）。

(a) 自治体の施設・公物に対する国の設置管理基準

→ 「廃止又は条例への委任」へ見直し

- ・自治体の自由度の観点から条例への委任の仕方を類型化
  - ①「従うべき基準」 ②「標準」 ③「参酌すべき基準」
- ・「従うべき基準」及び「標準」は真に必要な場合に限定

(b) 自治体の事務に対する国の関与（協議、同意、許可・認可・承認）

→ 「廃止又はより弱い形態の関与」へ見直し

※国の関与は、税財政上の特例措置が講じられる場合などに限定

(c) 計画の策定及びその手続の自治体への義務付け

→ 「廃止又は単なる奨励（「できる」「努める」等）」へ見直し

※義務付けは、私人の権利・義務に関わる行政処分の根拠となる計画などに限定

○ 3つの重点事項以外についても、第2次勧告に基づき、今後、具体的に  
見直し措置を講ずるよう要請

## 第2章 地方自治関係法制の見直し

○ 教育委員会及び農業委員会について、必置規制を見直して選択制に  
引き続き委員会を存置するか、長の所管とするかは、地域の実情  
に応じ地方自治体が自主的に判断

○ 地方自治体の財務会計制度について、透明性の向上と自己責任の拡大  
を図る観点から見直すべき

## 第3章 国と地方の協議の場の法制化

○ 国と地方の双方の代表者が一堂に集まる機会をできるだけ速やかに  
設け、「国と地方の協議の場の法制化」について率直に意見を交換し、  
双方の合意を目指すべき

試案として、協議事項、構成員、会議の運営等について参考提示

## 3つの重点事項について具体的に講ずべき措置について (義務付け・枠付けの見直し)(概要)

### 1. 3つの重点事項について具体的に講ずべき措置の方針

#### (a) 施設・公物設置管理の基準

- 廃止又は条例へ委任の措置を講ずる。
- 条例へ委任する場合における条例制定の基準は、「従うべき基準」「標準」「参酌すべき基準」に類型化。
- 「従うべき基準」の設定は真に必要な場合に限定されるべきであり、次の場合に限定。
  - ① 当該施設・公物の利用者の資格のうち的基本的な事項について特に「従うべき基準」を示す必要がある場合
  - ② ①のほか、当該施設・公物の本来的な性格・機能等に係る基本的な枠組みを定める場合
  - ③ 当該施設・公物において必要とされる民間共通の士業等の資格について特に「従うべき基準」を示す必要がある場合
- 「標準」の設定についても真に必要な場合に限定されるべきであり、次の場合に限定。
  - ① 当該施設・公物について全国の見地から一定のサービス水準を維持するために利用者の数、施設・公物に配置する職員の数について特に「標準」を示す必要がある場合
- 他方、必要最小限のものについて、条例制定に当たって「参酌すべき基準」(+ 分参照した上で判断しなければならない基準)を国が設定することは許容。

#### (b) 協議、同意、許可・認可・承認

- 一定の類型(別添資料)に該当する場合に限って許容。いずれにも該当しない場合には廃止。

## (c) 計画等の策定及びその手続

○ 計画等の策定及びその内容の義務付けについて、廃止、単なる奨励への移行(「…できる」「…努める」等)等の措置を講ずる。

○ ただし、次の①～③に係る部分を含む場合、義務付けを許容。

- ① 私人の権利・義務に関わる行政処分の直接的な根拠(私人、他の地方自治体の費用負担の直接的な根拠を含む。)となる計画を策定する場合
- ② 地方自治体の区域を超える一定の地域について総量的な規制・管理を行うために計画を策定する場合
- ③ 基本的な事項について市町村による一定の判断があることを直接的な根拠として都道府県が計画を策定する場合

○ また、次の④に係る部分を含む場合、当該部分の計画等の内容の義務付けは許容した上で、策定の義務付けは単なる奨励へ移行。

- ④ 法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置が講じられる計画又は特例措置を講ずることを促す計画を策定する場合

## 2. 3つの重点事項の個別条項について具体的に講ずべき措置

○ 3つの重点事項の個別条項について、具体的に講ずべき措置を提示し、義務付け・枠付けの見直しを要請。

＜具体的に講ずべき措置を提示した条項数＞

(a)施設・公物設置管理の基準:	142条項
(b)協議、同意、許可・認可・承認:	166条項
(c)計画等の策定及びその手続:	584条項
合計	892条項

○ 全国知事会、全国市長会提言等の要望に係る条項は、106条項。このうち、103条項(97%)の条項について見直しを要請。

## 3. 3つの重点事項以外の取扱い

○ 3つの重点事項以外についても、第2次勧告に基づき、今後、具体的に見直し措置を講ずるよう、政府へ要請。



## 別添資料

### (i) 同意を要する協議を許容する場合は次のとおり。

- (a) 法制度上当然に、国の税制・財政上の特例措置が講じられる計画を策定する場合
- (b) 地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な具体的基準をもとに関係地方自治体が計画を策定する場合
  - ① 法制度上当然に、国の施策を集中的・重点的に講ずるものとされており、法制上の特別の効果が生じる計画を策定する場合において、当該国の施策と当該計画との整合性を特に確保しなければ当該国の施策の実施に著しく支障が生ずると認められるもの
  - ② 国(都道府県)に対して一定の事務の処理を義務付けることとなる場合であって、国(都道府県)の施策と整合性を特に確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生ずると認められるもの
  - ③ 地方自治体の区域を越えて移動する天然資源について広域的な観点から適正管理を行う場合であって、関係地方自治体の間では利害調整が明らかに困難であり、国が特にその処理の適正を確保する必要があるもの

### (ii) 同意を要しない協議を許容する場合は次のとおり。

- ① 国・地方自治体の事務配分の特例を許容するために事務の移譲を受ける都道府県、市町村が協議を求める場合、又は国・地方自治体以外の主体と市町村(都道府県)の間の事務配分の特例を都道府県(国)が許容する場合であって、都道府県(国)が特にその処理の適正を確保する必要があるもの
- ② 地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な目標に従って関係地方自治体が計画を策定する場合
- ③ 事務の処理に当たって当該地方自治体の区域を越える利害調整が必要であるが、関係地方自治体との間での利害調整が明らかに困難であり、国(都道府県)が特にその処理の適正を確保する必要があるもの
- ④ 同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、国(都道府県)との調整が不可欠である場合であって、私人の権利・義務に関わるもの
- ⑤ 同一の事案について国(都道府県)が異なる個別具体的な行政目的から重疊的に異なる権限を行使することが可能である場合、又は国(都道府県)が既に行った行政処分の内容と抵触する可能性がある権限を行使する場合であって、私人の権利・義務に関わるもの
- ⑥ 私人に対して課される義務付けを国及び地方自治体に対して免除している場合であって、国に対する協議を義務付ける相手方として地方自治体を国と同様に扱っている事務を処理するもの

### (iii) 許可・認可・承認を許容する場合は次のとおり。

- (d) 刑法等で一般には禁止されていないが特別に地方自治体に許されているような事務を処理する場合
- (e) 公用収用・公用換地・権利変換に関する事務を処理する場合
- (f) 補助対象資産、国有財産処分等に関する事務を処理する場合
- (g) 法人の設立に関する事務を処理する場合
- (h) 国の関与の名宛人として地方自治体を国と同様に扱っている事務を処理する場合
  - ① 私人に対しては許可・認可を行うものとされている事業を地方自治体が行う場合であって、地方自治体の事務として定着していないもの

### (iv) 意見聴取を許容する場合は次のとおり。

- ① 同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、国(都道府県)との調整が不可欠である場合

### (v) 事前報告・届出・通知を許容する場合は次のとおり。

- ① 私人に対しては許可・認可を行うものとされている事業を地方自治体が行う場合であって、事前に国(都道府県)が特に把握しておく必要が認められるもの

### (vi) 事後報告・届出・通知を許容する場合は次のとおり。

- ① 法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置を講ずることを促す場合
- ② 法制度上、講じられる事後的な是正措置の端緒として把握する必要がある場合

※ (i)のうち(a)(b)、(iii)のうち(d)～(h)については、「地方分権推進計画」(平成10年5月29日閣議決定)において、それぞれ同意を要する協議を許容、許可・認可・承認を許容するものと位置付けられているものである。これに該当する場合の効果は、①以下丸数字の項目に該当する場合の効果と何ら変わりはない。

# 義務付け・枠付けの見直し

[未定稿]

国の法令が地方自治体の自治事務を縛っている「義務付け・枠付け」について、条例制定権の拡大の観点から見直す必要。

「自治事務でもあり、自らの判断で〇〇〇〇〇〇したいが、実は□□□□法により判断基準が規定（義務付け・枠付け）されており、できない。」

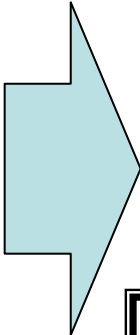


法令の廃止や条例制定を認める等の見直しが必要

## ●第3次勧告(平成21年10月)のポイント

第2次勧告において、メルクマール非該当とされた見直し対象条項(約4,000条項)のうち、以下の事項(3つの重点事項)について、見直しの方針を定め、具体的に講ずべき措置を提示(具体例は参考のとおり。)

- (a)自治体の施設・公物に対する国の設置管理基準
- (b)自治体の事務に対する国の関与(協議、同意、許可・認可・承認)
- (c)計画の策定及びその手続の自治体への義務付け



## 見直し措置の状況

	具体的に講ずべき措置を提示した条項数
(a)	142
(b)	166
(c)	584
計	892

地方要望についてはほぼ100%対応(106条項中103条項の見直しを要請)

# 義務付け・枠付けの見直しのイメージ

[未定稿] 参考

## 保育所 (児童福祉法第45条第2項、児童福祉施設最低基準第32条及び第33条(省令))

・国が施設基準(例:屋外遊戯場面積1人あたり3.3㎡以上、調理室必置)や職員配置基準(例:「保育士」資格者→満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上)を設定

→基準を条例で定めることにより、地域の実情に応じた整備・運営を可能にすべき

## 道路 (道路法第30条第1項及び第2項、道路構造令第11条及び第20条(政令))

・国が生活道路の勾配(12%以下)や歩道幅員(2m以上)等の基準を設定 ※12%の勾配:100m進んで12m上下

→基準を条例で定めることにより、地域の実情に応じた整備を可能にすべき

## 公営住宅 (公営住宅法第23条、公営住宅法施行令第6条(政令))

・国が画一的な入居者基準(同居親族要件や全国一律の収入基準(15.8万円/月を超えないこと))を設定

→基準を条例で定めることにより、地域の実情に応じた入居者資格の設定を可能にすべき

## 学校 (公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条から第6条等)

・国が学級編制の標準(例:小学校1学級40人)や教職員定数の標準を設定

→学級編制、教職員定数を条例で定めることにより、地域の実情に応じた学校運営を可能にすべき

## 港湾 (港湾法第44条の2第2項)

・国が特定重要港湾の入港料の設定等に関して同意協議等の関与

→国の関与を廃止し、地方自治体(港湾管理者)の独自の判断で料金設定を可能にすべき

## 漁港 (漁港漁場整備法第6条第7項)

・市町村等が地元の漁港の区域を設定・変更する場合にも、国が認可

→国の関与を廃止し、市町村等が独自に指定等を行えるようにすべき

# 施設・公物設置管理の基準の見直しのイメージ

保育所、公営住宅を例としたイメージ

小早川委員WG作成資料

## 〔現行:国が直接、地方自治体の行政執行を拘束する基準〕

### 基準例① 施設サービス利用者の基本的な事項

- 保育に欠ける児童(保育所)、○低額所得者(公営住宅)

### 基準例② 利用者の定量的・個別具体的な基準

- 昼間労働を常態とする等の保護者の要件(保育所)
- 収入基準15.8万円以下、同居親族必要等(公営住宅)

※上記保護者の要件に係る基準については、現在、条例制定の基準(従うべき基準)である。

### 基準例③ 施設に配置する職員数の基準

- 保育士の配置数4歳以上児童30人に1人等(保育所)

### 基準例④ 施設の整備の基準

- 調理室の設置等(保育所)
- 1戸の床面積19㎡以上等(公営住宅)

## 〔見直し後:条例制定の基準〕

条例に委任する場合の国の基準設定の類型は以下の3つ

### 「従うべき基準」

(自治体が異なる内容を定めることを許さない)

※本文「(イ)①利用者の資格」に該当

### 「標準」

(合理的理由のある範囲で、自治体が異なる内容を定めることを許容)

※本文「(ロ)①配置する職員の数」に該当

### 「参酌すべき基準」

(国の基準を十分参照すれば、自治体が異なる内容を定めることを許容)

※ 上記保育所、公営住宅の例は、施設・公物設置管理の基準の見直しのイメージを説明するためのものであり、勧告案別紙1「3つの重点事項の個別条項について具体的に講ずべき措置」において、上記のあてはめを示しているわけではない。



## 義務付け・枠付けの見直しに係る第3次勧告に向けた中間報告 (概要)

委員会として以下のとおり一定の整理を得たところ。今後、この方針に沿って、具体的に講ずべき措置について、委員会として引き続き第3次勧告に向け、調査審議。

### (a) 施設・公物設置管理の基準

- 条例へ委任の措置等を講ずる。
- 条例への委任に際して、必要最小限のものについて、条例制定に当たって「参酌すべき基準」(十分参照した上で判断しなければならない基準)を国が設定することは許容。
- 他方、条例制定に当たって「従うべき基準」(適合しなければならない基準)を国が設定するのは、必要とされる民間共通の士業等の資格について特に基準を示す必要がある場合に限るべき。

### (b) 協議、同意、許可・認可・承認

- 一定の種類(別添資料)に該当する場合に限って許容。いずれにも該当しない場合には廃止。

### (c) 計画等の策定及びその手続

- 計画等の策定及びその内容の義務付けについて、廃止、単なる奨励への移行(「…できる」「…努める」等)等の措置を講ずる。

- ただし、次の①～③に係る部分を含む場合、義務付けを許容。

- ① 私人の権利・義務に関わる行政処分の直接的な根拠(私人、他の地方自治体の費用負担の直接的な根拠を含む。)となる計画を策定する場合
- ② 地方自治体の区域を超える一定の地域について総量的な規制・管理を行うために計画を策定する場合
- ③ 基本的な事項について市町村による一定の判断があることを直接的な根拠として都道府県が計画を策定する場合

- また、次の④に係る部分を含む場合、当該部分の計画等の内容の義務付けは許容した上で、策定の義務付けは単なる奨励へ移行。

- ④ 法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置が講じられる計画又は特例措置を講ずることを促す計画を策定する場合

## 別 添 資 料

### (i) 同意を要する協議を許容する場合は次のとおり。

- (a) 法制度上当然に、国の税制・財政上の特例措置が講じられる計画を策定する場合
- (b) 地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な具体的基準をもとに関係地方自治体が計画を策定する場合
  - ① 法制度上当然に、国の施策を集中的・重点的に講ずるものとされており、法制上の特別の効果が生じる計画を策定する場合において、当該国の施策と当該計画との整合性を特に確保しなければ当該国の施策の実施に著しく支障が生ずると認められるもの
  - ② 国(都道府県)に対して一定の事務の処理を義務付けることとなる場合であって、国(都道府県)の施策と整合性を特に確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生ずると認められるもの
  - ③ 地方自治体の区域を越えて移動する天然資源について広域的な観点から適正管理を行う場合であって、関係地方自治体の間では利害調整が明らかに困難であり、国が特にその処理の適正を確保する必要があるもの

### (ii) 同意を要しない協議を許容する場合は次のとおり。

- ① 国・地方自治体の事務配分の特例を許容するために事務の移譲を受ける都道府県、市町村が協議を求める場合、又は国・地方自治体以外の主体と市町村(都道府県)の間の事務配分の特例を都道府県(国)が許容する場合であって、都道府県(国)が特にその処理の適正を確保する必要があるもの
- ② 地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な目標に従って関係地方自治体が計画を策定する場合
- ③ 事務の処理に当たって当該地方自治体の区域を越える利害調整が必要であるが、関係地方自治体との間での利害調整が明らかに困難であり、国(都道府県)が特にその処理の適正を確保する必要があるもの
- ④ 同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、国(都道府県)との調整が不可欠である場合であって、私人の権利・義務に関わるもの
- ⑤ 同一の事案について国(都道府県)が異なる個別具体的な行政目的から重疊的に異なる権限を行使することが可能である場合、又は国(都道府県)が既に行った行政処分の内容と抵触する可能性がある権限を行使する場合であって、私人の権利・義務に関わるもの
- ⑥ 私人に対して課される義務付けを国及び地方自治体に対して免除している場合であって、国に対する協議を義務付ける相手方として地方自治体を国と同様に扱っている事務を処理するもの

### (iii) 許可・認可・承認を許容する場合は次のとおり。

- (d) 刑法等で一般には禁止されていないが特別に地方自治体に許されているような事務を処理する場合
- (e) 公用収用・公用換地・権利変換に関する事務を処理する場合
- (f) 補助対象資産、国有財産処分等に関する事務を処理する場合
- (g) 法人の設立に関する事務を処理する場合
- (h) 国の関与の名宛人として地方自治体を国と同様に扱っている事務を処理する場合
  - ① 私人に対しては許可・認可を行うものとされている事業を地方自治体が行う場合であって、地方自治体の事務として定着していないもの

### (iv) 意見聴取を許容する場合は次のとおり。

- ① 同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、国(都道府県)との調整が不可欠である場合

### (v) 事前報告・届出・通知を許容する場合は次のとおり。

- ① 私人に対しては許可・認可を行うものとされている事業を地方自治体が行う場合であって、事前に国(都道府県)が特に把握しておく必要が認められるもの

### (vi) 事後報告・届出・通知を許容する場合は次のとおり。

- ① 法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置を講ずることを促す場合
- ② 法制度上、講じられる事後的な是正措置の端緒として把握する必要がある場合

※ (i)のうち(a)(b)、(iii)のうち(d)～(h)については、「地方分権推進計画」(平成10年5月29日閣議決定)において、それぞれ同意を要する協議を許容、許可・認可・承認を許容するものと位置付けられているものである。これに該当する場合の効果は、①以下丸数字の項目に該当する場合の効果と何ら変わりはない。

# 具体的に講ずべき措置のイメージ(1)

## (a) 施設・公物設置管理の基準

### 見直しイメージ 1 (「参酌すべき基準」への移行)

第〇条 市町村長は、〇〇大臣が定める基準に従い、……施設を設置し、及び管理しなければならない。

第〇条 市町村長は、**市町村の条例で定める基準**に従い、……施設を設置し、及び管理しなければならない。

2 前項の条例を定めるに当たっては、**〇〇大臣が定める基準を参酌**しなければならない。

「参酌すべき基準」型

### 見直しイメージ 2 (「参酌すべき基準」+「従うべき基準」への移行)

第〇条 ……施設を設置し、又は管理する者は、次に掲げる事項について〇〇省令で定める基準を遵守しなければならない。

一 ……

二 ……

三 その他〇〇省令で定める設備

法令の基準を「上書き」

第〇条 ……施設を設置し、又は管理する者は、**都道府県の条例で定める基準**を遵守しなければならない。

2 前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項について**〇〇大臣が定める基準を参酌**しなければならない。

一 ……

二 ……

三 その他〇〇省令で定める設備

「参酌すべき基準」型

3 第1項の条例を定めるに当たっては、**……に関する事務に従事する職員は△△の資格を有するものとしなければならない。**

「従うべき基準」型

## (b) 協議、同意、許可・認可・承認

### 見直しイメージ 1 (同意を要する協議⇒事後届出((vi)該当))

第〇条 都道府県知事は、……を行おうとする場合においては、あらかじめ、〇〇大臣に協議し、同意を得なければならない。

第〇条 都道府県知事は、……を**行った場合には**、その旨を〇〇大臣に届け出なければならない。

事後届出

### 見直しイメージ 2 (許可⇒事前届出((v)該当))

第〇条 ……を設置しようとする者は、〇〇大臣の許可を受けなければならない。

国の関与からより自由に

第〇条 ……を設置しようとする者は、〇〇大臣の許可を受けなければならない。

2 ……を設置しようとする者が地方公共団体であるときは、前項の許可を受けることは要しない。この場合において、当該地方公共団体は、……を設置しようとするときは、**あらかじめ、〇〇大臣に届け出なければならない。**

事前届出

# 具体的に講ずべき措置のイメージ(2)

## (c) 計画等の策定及びその手続

※計画等の策定及びその内容の場合の例

### 見直しイメージ 1 (努力義務化+計画等の目的程度の内容へ大枠化の場合)

- 第〇条 都道府県知事は、……施策の推進に関する計画を定めなければならない。  
2 前項の計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 ……
  - 二 ……
  - 三 その他……の推進に関し必要な事項

計画等の目的程度の内容へ大枠化(第2項廃止)

- 第〇条 都道府県知事は、……施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

努力義務化

### 見直しイメージ 2 (一部に①(私人の権利・義務に関わる行政処分 of 直接的な根拠)を含む場合)

- 第〇条 都道府県知事は、……に関する計画を定めなければならない。  
2 前項の計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 ……
  - 二 ……
  - 三 △△△
  - 四 △△△
  - 五 その他……の推進に関し必要な事項

私人の権利・義務に関わる行政処分の直接的な根拠

真に必要なものを  
地方自治体自ら判断

- 第〇条 都道府県知事は、……に関する計画を定めなければならない。  
2 前項の計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 ……
  - 二 ……

記載を義務付け

- 3 第1項の計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めることができる。
- 一 △△△
  - 二 △△△
  - 三 その他……の推進に関し必要な事項

記載は任意

※ (a)~(c)それぞれにおいて、「見直しのイメージ」として示したものはあくまで例示にすぎず、今後、具体的に講じられる措置がこれらに限定されるものではない。



# 義務付け・枠付けの見直しに係る第3次勧告に向けた中間報告（見直しフロー図）

## 第2次勧告における整理を前提

### (a) 施設・公物設置管理の基準

次のいずれにも該当と  
所管府省から回答が  
あった場合

- (イ) 定量的、個別具体的な文言を何ら含まない
- (ロ) 当該基準の内容を、定量的、個別具体的に定めるために、条例を制定することが許容されている

存置を許容

左に該当  
しない場合

廃止、又は条例へ委任

- 条例制定に当たって「従うべき基準」を設定するのは一定の場合に限定
- 条例制定に当たって、必要最小限のものについて「参酌すべき基準」を設定するのは許容

### (b) 協議、同意、許可・認可・承認

一定の類型  
(別添資料)に  
該当する場合

各類型で許容する  
ものとされている  
形態を許容

左に該当  
しない場合

廃止

### (c) 計画等の策定及びその手続

※計画等の策定及びその内容の場合の例

①～③に係る部分を含む場合、策定及び内容の義務付けの存置を許容

- ① 私人の権利・義務に関わる行政処分等の直接的根拠
- ② 地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理
- ③ 基本的事項について市町村による一定の判断があることを直接的な根拠として都道府県が計画策定

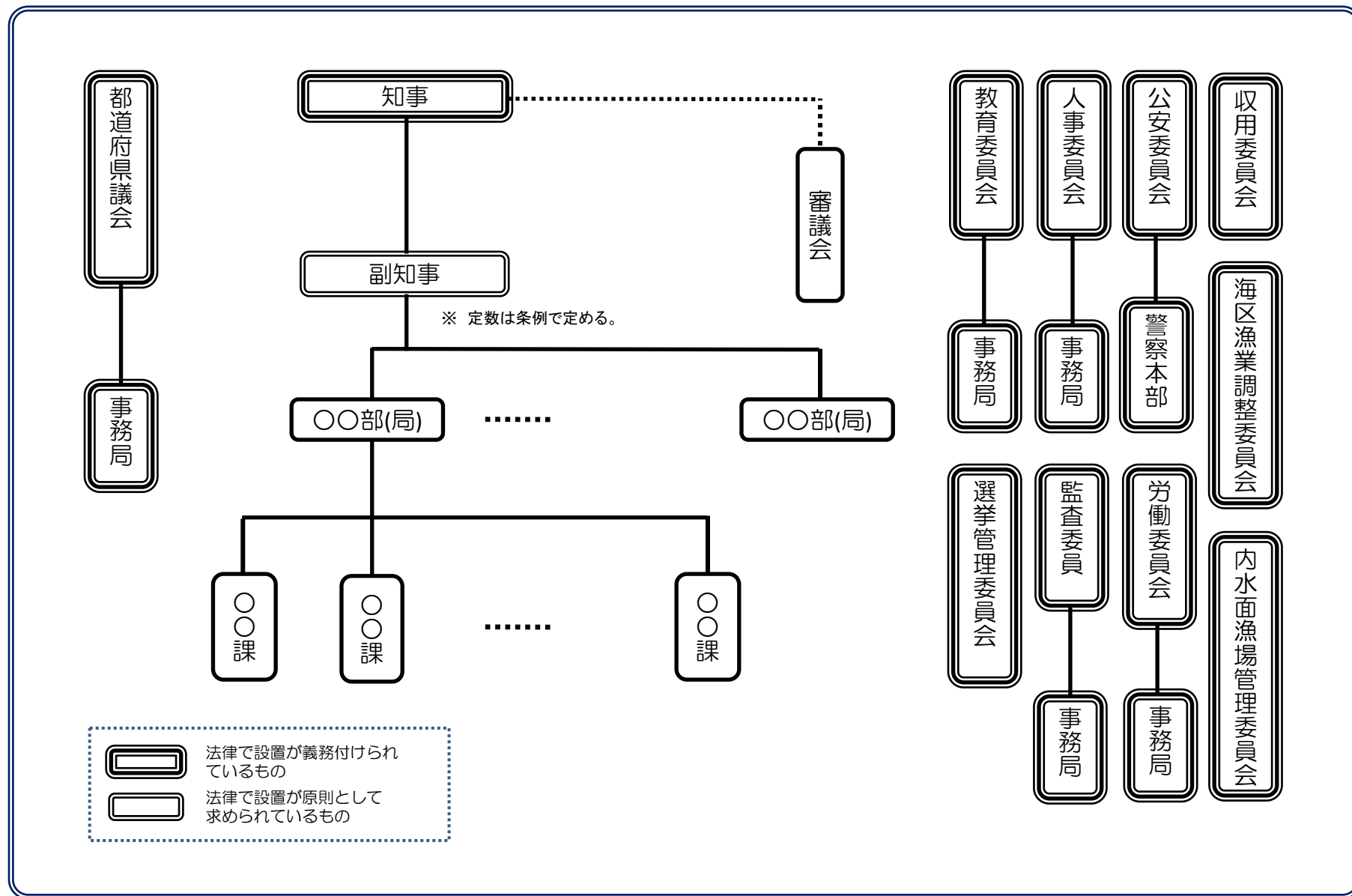
次の④に係る部分を含む場合、内容の義務付けは存置を許容、策定の義務付けは単なる奨励へ移行

- ④ 法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置が講じられる計画策定

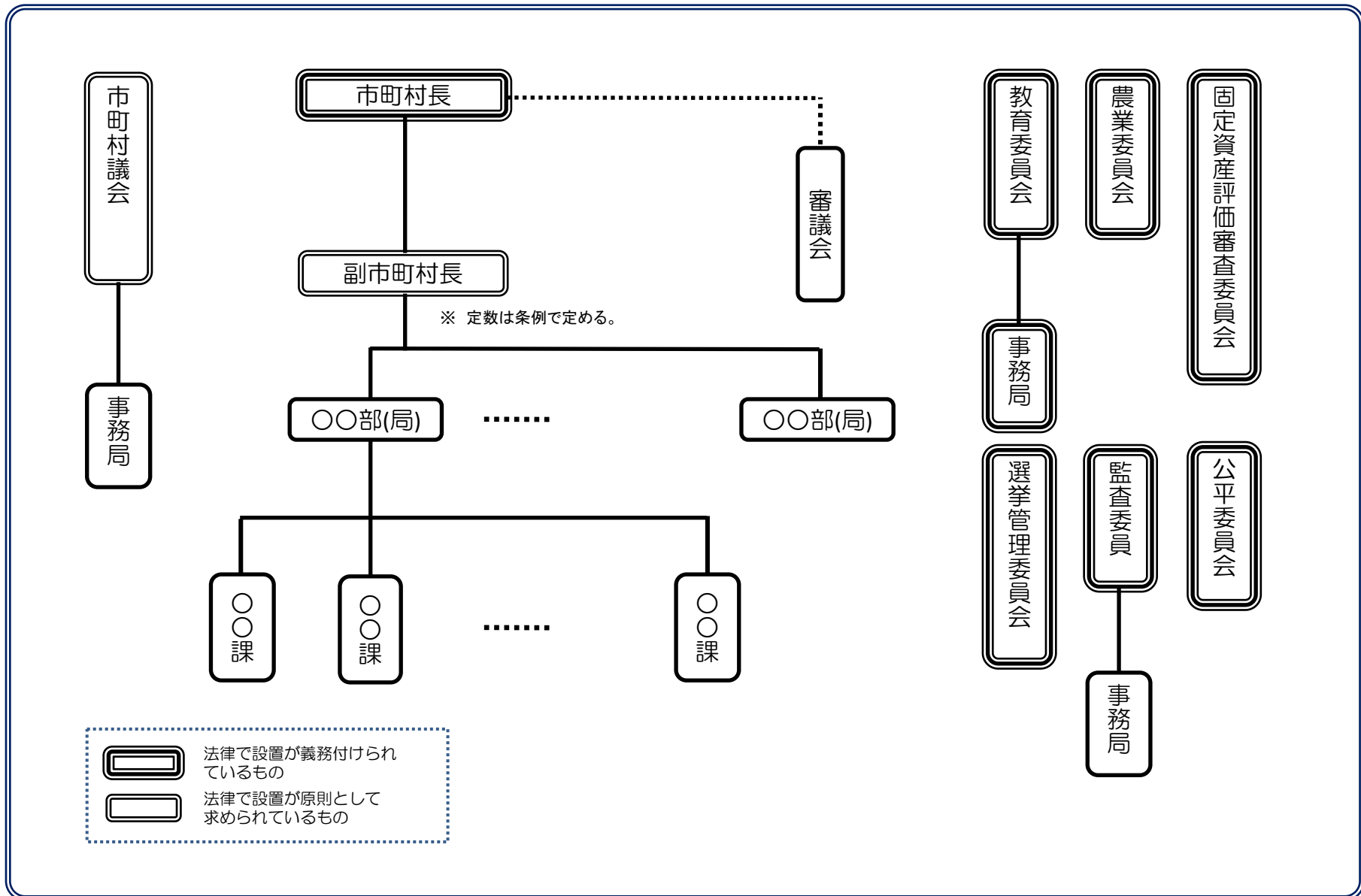
左に該当  
しない場合

廃止、単なる奨励  
へ移行

# 都道府県の一般的な組織



# 市町村の一般的な組織



## 国・地方の定期意見交換会

- 趣旨  
地域の声を国の政策形成に反映させ、ともに重要政策課題に取り組むことにより、地域の力を引き出すことが喫緊の課題。このため、国と地方に係る重要な政策課題について定期的な意見交換を行う。
- メンバー  
官房長官、総務大臣、財務大臣、経済財政政策担当大臣と地方六団体の代表(適宜 関係閣僚も参加)
- 議題  
骨太方針、地方税財政等、国と地方に係る重要政策課題
- 時期  
骨太方針、地方税財政等国と地方に係る重要政策課題の決定時期等を踏まえ、適切な時期に定期的を開催

### 【開催実績】

第1回 平成19年11月7日(水) 17:45～18:45  
「地方税財政について」

第2回 平成20年1月21日(月) 8:45～9:30  
「今後の地方税財政等について」(道路特定財源等)

第3回 平成20年5月21日(水) 9:00～9:50  
「地方税財政、地方分権改革、長寿医療制度、  
骨太方針等について」

第4回 平成20年11月25日(火) 17:15～18:15  
「地方税財政等について」

第5回 平成21年5月27日(水) 18:00～19:00  
「地方分権改革、地方税財政、基本方針 2009 等について」



## 三位一体の改革に関する国と地方の協議の場

- 趣旨  
三位一体の改革を推進するため、関係各大臣と地方六団体の長により取りまとめに向けて協議を行う。
- メンバー  
官房長官、総務大臣、財務大臣、経済財政政策担当大臣と地方六団体の代表(適宜 関係閣僚も参加)
- 議題  
三位一体の改革に関する諸課題
- 時期  
三位一体の改革の取りまとめに向け、適切な時期に開催

### 【経緯】

- ① 三位一体の改革について、「基本方針 2004」を受け、概ね三兆円規模を目指した税源移譲の前提となる国庫補助負担金改革について、地方として統一した具体案を取りまとめるよう地方六団体に対して要請。
- ② 地方六団体から提出された「国庫補助負担金等に関する改革案」を真摯に受け止め誠実に対応するため、総理の指示により、官房長官を中心にした協議の場を開催。
- ③ 平成18年度までに三位一体の改革を確実に実現するため、国と地方の協議の場においても、地方の意見を聞きつつ議論が進められた。

### 【開催実績】

平成16年9月14日(火)

～平成17年12月1日(木) (14回開催)